

施設整備計画「短期入所生活介護事業所(単独型)の介護老人福祉施設転換整備」に係る質問書に対する回答

全質問・回答

No.	質問事項	「手引き」における対象箇所	質問内容	回答内容
1	添付書類について	P14 様式・提出書類について	提出を求める様式・添付書類のうち、「6 役員等の住民票記載事項証明書」の記載項目について、基本部分の「住所・氏名・生年月日・性別」の項目でよいか。オプションとして、「世帯主・本籍・筆頭者・続柄・個人番号」を表示することも可能となっているが。	基本部分の「住所・氏名・生年月日・性別」の項目のみの表示としてください。
2		P15 注2)と注3)	建物平面図に関して、P15 注2)のとおり、内法面積等を記載した図面を用意しているが、注3)のとおり、内部の写真(6枚)の撮影位置を平面図に示すこととなっている。写真の撮影位置を示す平面図について、注2)の平面図とは、別様でもよいか。同一の平面図上でなければならないか。撮影位置を視覚的にわかりやすいように1ページにまとめて、設計事務所側で別葉にて平面図を作成している。	別様でも可能です。
3		様式2 2 転換計画	施設整備費として、仮に10百万円かかるとした場合に、これを金融機関からの借入金ではなく、リース会社とのリース取引で年間2百万円、5年リースとした場合の、財源内訳の記載方法はどのようにすればよいか。	該当する財源区分に、総額の10百万円を記入してください。
4		様式3	提出書類の様式3、社会福祉法人の概要および役員等構成・資産状況の書類について、社会福祉法人の繰越金の状況の欄は、令和6年3月末で記載しようと思っているが、法人全体の次期繰越活動増減差額でいいか。	法人全体の次期繰越活動増減差額ではなく、法人全体の資金収支計算書の当期末支払資金残高を記入してください。
5		様式6-1 医務室	「医務室を医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること」については、特養転換の申請が通ってから、保健所に対して診療所開設の申請手続きをすることとなるため、現段階ではまだ診療所とはなっていないが、基準そのものは満たしている。この場合は◎でいいか。	現時点ではまだ、医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっておりませんので、○(改修等により基準を満たす)としてください。
6	その他	P3 5 転換時期	転換時期は、「選定後から令和9年3月31日までの間に転換するものとします。」とありますが、例えば、転換時期について令和7年4月1日を予定している場合と令和9年3月31日を予定している場合とでは、選考時の採択の優先度に違いが出るでしょうか。言い換えれば、転換時期が早いほど、選考時に採択される優先度は高くなるでしょうか。	転換整備は、介護老人福祉施設の入所待機者の早期解消を目的としております。選考の優先度に転換時期は考慮されませんが、可能な限り年度内の転換をお願いいたします。